



1 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入され、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用されています。

● 個人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。

● 法人番号について

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

2 県税手続におけるポイント

(1) 申告書等に番号を記載していただく必要があります。

個人番号や法人番号の記入欄が設けられた申告書等をご提出いただく際には、個人番号や法人番号のご記入をお願いします。

(2) 個人番号が記載された申告書等を提出する際は、本人確認が必要となります。

税の窓口で個人番号を記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

1 マイナンバーカード（個人番号カード）【番号確認と身元確認】

2 通知カード【番号確認】＋運転免許証、旅券（パスポート）など【身元確認】

● マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用できるほか、e-Tax や eLTAX 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用できるICカードです。

● 通知カードは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。（令和2年5月に廃止されましたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、番号確認のための本人確認書類として利用できます。）

※ 県税のマイナンバーに関する情報については、下記のホームページに掲載しております。詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

【県税・市町村税ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>】